

青森県報

第二千三百九十八号

平成十六年
十月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は所有者等
が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則……

(警察本部
交通企画課) …… 一

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……

(健康福祉
政策課) …… 一
(出納課) …… 二

公 告

青森県立中央病院乳房X線撮影装置システム一式の購入に
係る一般競争入札……

(医療業務課) …… 二

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……

(障害福祉課) …… 三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……

(経営振興課) …… 三

右 同 ……

(同) …… 四

右 同 ……

(同) …… 四

右 同 ……

(同) …… 四

開発行為に関する工事の完了……

(建築住宅課) …… 五

人事委員会

人事委員会規則一四 一 (委託地方公共団体の職員に係る
管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……

(管理課) …… 五

規 則

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定め
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を
定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は所有者等が納付すべき金額を定め
る規則(平成十一年四月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。
本則中「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「所有者等」を「使用者等」に改
める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつ
たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

"	青森保健生活協同組合	居宅介護事業者	"	青森市大字浦町三丁目奥野四三四の三	居宅介護事業の種類
	名称	主たる事務所の所在地		訪問看護	訪問看護
"	中部クリニック	居宅介護事業所	"	青森市中央三丁目一〇の二	名称
	名称	所在地		所在地	所在地
"	平成一六・七・三	廃止年月日	"		

青森県告示第六百五十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年十月二十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市柏崎五丁目三の三六
佐藤 信一

公 告

青森県立中央病院乳房X線撮影装置システム一式の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の調達

1 物品の調達名

乳房X線撮影装置システム 一式

2 物品の調達内容

入札説明書による。

二 納入期限

平成十七年三月三十一日

三 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理調達課

電話 〇一七 七二六 八三三二

入札書の提出期限

平成十六年十二月十五日 十四時

開札の場所及び日時

開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階会議室一

平成十六年十二月十五日 十四時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十

二条及び第五百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased : Mammography Unit System

2 Delivery period : 31 March 2005

3 Time limit for tender : 2:00 p.m. 15

December 2004

4 Contact point for the notice :

Aomori Prefectural Central Hospital

2-1-1 Higashitsukurimichi

Aomori city, Aomori 030-8553 Japan

TEL 017-726-8322

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称 アイリスケアセン ター八戸	所在地 八戸市根城三丁目四の一七	種類 保健・福 祉施設	交付年月日 平成二〇一〇・三
--	---------------------	-------------------	-------------------

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

「シズNEW青森

青森市大字大野字前田九〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社「シズ」
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一の八

代表取締役 児島章利

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月二十九日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田穂並町店

十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社みまん

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年十月二十九日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 榎本昌譽

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年十月二十九日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2 期間

平成十六年十月二十九日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

開発許可を受けた者の住所及
び氏名（名称）

三沢市大字三沢字南山八一の二、八一 の七及び八一の一から八一の一八ま で	三沢市大字三沢字水筒九 小比類巻正規
南津軽郡大鰐町大字鯖石字広田四の九 及び四の二二の一部	南津軽郡大鰐町大字鯖石字広田四の九 齋藤清市

人事委員会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め
る規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十月二十九日
青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を
定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定め
る規則）の一部を次のように改正する。
別表第一五戸町の項中「課長、事務局長」を「課長」に、

出先機関	
病院	支所
保育所	支所長（倉石支所に置くものに 限る。）
院長、副院長、医療局長、総看 護師長、事務局長	支所長

を

出先機関	
病院	支所
保育所	支所長（倉石支所に置くものに 限る。）
院長、副院長、医療局長、総看 護師長、事務局長	支所長

に改める。

この規則は、
附 則
公布の日から施行する。

診療所
所長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭